

最近の判例から

連帯保証債務の物上保証人にに対する 抵当権の実行と主債務の消滅時効の中斷

(最高判 平八・九・二七 判時一五八一一五七)

亀井 泰雄

連帯保証債務の物上保証人にに対する抵当権の実行が、主債務の消滅時効を中斷するか。

長年にわたって、多くの訴訟が提起され、積極、消極両様の判断が下された事案について、このほどこれを認めないとする最高裁の判决が下された(最高判平成八年九月二七日判時一五八一一五七、金法一四六九一六)。注目すべき判决であるので、紹介したい。

なお、原判决(東京高判平成七年五月三日金法一四二五一四一)については、本誌三二号三〇頁で紹介している。

一 事案の概要

(1) 業者Aは、昭和五八年二月同社のマンション購入者が住宅ローン会社Xから住宅ローンの融資を受けるにつき一億一〇〇〇〇万円を限度として包括して連帯保証することをXと約定し、これを担保するため、B(A

(2) Aのマンションのスポンサー)がB所有の不動産に極度額の一億一〇〇〇万円の根抵当権を設定した。

(3) Xは、昭和五九年六月、Aのマンション購入者Y1に対し、一九〇〇万円のローンを融資し、Y2が連帯保証人となつた。なお、Y1は、購入の意思がないのに、Aの資金繰りのため、Aから三〇万円の謝礼をもらつて、本件手続をしたもので、Y2も、Aの勧誘に応じて保証したものである。

(4) Y1は、同年八月割賦金の返済を怠つたため、期限の利益を喪失した。

(5) Xは、同年一〇月本件根抵当権の実行としての競売を申し立て、同年一月競売開始決定正本がAに送達された。

(6) Y1は、Aから謝礼を受け取る約束の下に、Aの資金繰りのために本件ローン契約を締結したものであり、Y2もAと相通じた連帯保証人であるから、Y1が消滅時効を援用することは、信義則に反し、許されない。

(6) 第一审(東京地判平一・八・二三 判タ七三三一一五、金法一二八一一八)は、Xが勝訴した。

二 原審の判断

控訴審は、次のとおり判断して、控訴を棄却した。

(1) 競売の申立は、債務者に対する関係で民法一四七条一号の「請求」に当たり、競売手続終了後六カ月以内に債務者に対する裁判上の請求等をすることにより時効中断の効力を生じさせることができる、いわゆる裁判上の催告に当たる。

(2) 連帯保証人にに対する履行の請求は、主債務者に対しても効力を生ずるから、Aを債務者とする本件競売の中立による裁判上の催告の効力の継続中に本件訴訟が提起されたことにより、本件ローン契約上の債権の消滅時効は中斷している。

(3) Y1は、Aから謝礼を受け取る約束の下に、Aの資金繰りのために本件ローン契約を締結したものであり、Y2もAと相通じた連帯保証人であるから、Y1が消滅時効を援用することは、信義則に反し、許されない。

三 上告審の判断

これに對して、上告審は、次のとおり、原審の判断は是認できないとした。

(1) 物上保証人所有の不動産を目的とする抵

当権の実行としての競売の申立てがされ、執行裁判所が、競売開始決定をした上、同

決定正本を債務者に送達した場合には、債

務者は、民法一五五条により、当該抵当権の被担保債権の消滅時効の中斷の効果を受けるが（最高判昭五〇・一一・二一 民集二九一—一〇—一五三七）、債権者甲が乙の主

債務についての丙の連帶保証債務を担保するため抵当権を設定した物上保証人丁に対する競売を申し立て、その手続が進行することは、乙の主債務の消滅時効の中斷事由に該当しない。

(2) けだし、①抵当権の実行としての競売手続においては、抵当権の被担保債権の存否及びその額の確定のための手續が予定されておらず、債権者の関与の度合いが希薄であることにかんがみれば、消滅時効の中断事由には該当ないと解すべきであり、②競売開始決定正本の送達は、本来債権者の債務者に対する意思表示の方法ではなく、執行手続上の不服申立ての機会を与えるた

めにされるものであるから、民法一四七条一号の請求には該當せず、民法四三四条による主債務者に対する「履行ノ請求」としての効力を生ずる余地がない。

(3) したがつて、本件においてもXがした本

件根抵当権の実行としての競売の申立てでは、本件ローン契約上の債権の消滅時効を中斷しない。

(4) また、Y1が真実マンションを購入する意思がなく、Aの資金繰りのために本件ロ

ーン契約を締結したとしても、Y1らは、自らマンション購入者として本件ローン契約を締結する等したのであるから、Y1らが本件ローン契約上の債権の消滅時効を援用することは信義則に反するということはできな

いた。また、Xは、Y1らとA及びBは取引上一体というべき関係にあるとして、BがXに対して別途提起した根抵当権設定登記抹消請求訴訟において、Xが応訴し、Y1らに对する債権の存在を主張立証したことには時効中断の効力があり、Bらが和解手続で債務の存在を認めたことは時効中断事由としての承認に当たると主張したが、上告審は、Y1らとA、Bが取引上一体というべき関係にあつたということはできない上、Y

ら及びAはいずれも別件訴訟の当事者でなかつたから、時効中断の効力を及ぼさないとした。

四 まとめ

本件判決は、連帶保証債務の物上保証人に對する抵当権の実行は、権利行使及び権利確定の両面からみて、主債務の消滅時効を中断しないとしたものである。長らく、判例、学説が対立していただけに、実務に与える影響が大きいと思われる。

時効の中斷は、主債務者に對して行えば、連帶保証人や物上保証人にも及ぶ。今後債権管理は、主債務者に對して管理するよう徹底する必要があろう。

(調査研究部調査役)